

京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第96号

京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会規則の一部を改正する
規則

京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会規則の一部を次のように改正す
る。

題名を次のように改める。

京都市文化財公開施設保存活用検討委員会規則

第1条中「京都市重要文化財旧三井家下鴨別邸保存活用検討委員会」を「京都市文化財
公開施設保存活用検討委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)